

社会福祉法人真誠会理事長等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真誠会（以下「法人」という。）の役員（理事長、常務理事、理事及び監事）及び評議員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 理事長及び常務理事の報酬は、月額報酬及び役員退職金とする。

2 理事、監事及び評議員の報酬は無報酬とする。

(報酬の額)

第3条 月額報酬の額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、理事長は、法人の経営実態、勤務の実態等を考慮の上、理事長の月額報酬を減額し、若しくは無支給とすることができるものとする。

2 役員退職金の額は、別に規程で定める。

(月額報酬の支給等)

第4条 月額報酬は、社会福祉法人真誠会給与規程第2条第2項及び第3項に規定する職員の給与支給日に支給するものとする。

(法人の業務に従事する日等)

第5条 理事長及び常務理事が社会福祉法人真誠会の業務に従事する日及びその時間は、原則として別表2に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月21日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年5月21日に遡及して適用する。

この規程は、平成23年6月1日から施行し、平成23年5月21日に遡及して適用する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月22日から施行し、平成29年6月29日に遡及して適用する。

別表1（第3条関係）

理事長及び常務理事の月額報酬の額

職名	月額報酬の額
理事長	1,300,000円
常務理事	500,000円

別表2（第5条関係）

業務を行う日及びその時間

職名	業務を行う日	勤務する時間
理事長	月曜日から土曜日まで	2時間以上
常務理事	月曜日から金曜日まで	14時から18時